

保管金の電子納付について

インターネットバンキング，電子納付対応のATM等により保管金を納付できます。

電子納付の便利な点

保管金提出書の提出は不要となります。

電子納付をした保管金については，裁判所へ保管金提出書を提出する必要はありません。原則として24時間365日，いつでもどこからでも納付ができます。

原則として手数料が掛かりません。

電子納付では手数料は原則必要ありません（ただし，金融機関によっては必要となる場合があります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。）。

あらかじめ登録した銀行口座に還付されます。

電子納付をした保管金について，事件が終了したなどの理由により残金が還付される場合，利用者登録時に指定した銀行口座に自動的に振り込まれます。

電子納付の流れ

まず利用者登録(事前登録)をしてください。

電子納付を利用するには，あらかじめ利用者登録をしてください。利用者登録をするには，会計課窓口（又は電子メール，ファクシミリ）を利用して申請をする必要があります。利用者登録をすると，「登録コード」が付与されます。

※「登録コード」は，全国の裁判所で共通して利用できます。

電子納付を希望する旨を教えてください。

電子納付を希望する場合には，保管金提出書の交付前に「登録コード」を担当書記官へ教えてください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡しします。

さあ，電子納付をしましょう。

インターネットバンキング，Pay-easy（ペイジー）対応のATM等を利用して，電子納付を行ってください。その際には，保管金提出書に記載された収納機関番号等が必要になります。

以下の欄に収納機関番号，納付番号，確認番号が印字されている場合は，従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のATM，インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。

登録コード		
収納機関番号	納付番号	確認番号

ペイジーマーク
このマークのある金融機関のATMで電子納付ができます。

収納機関番号，納付番号，確認番号
電子納付をするためには，これらの番号が必要になります

【問い合わせ先】 釧路地方裁判所事務局会計課経理係 0154-99-1215

※ 不動産競売事件の買受申出保証金及び売却代金は電子納付の対象となっておりません。

※ 午後5時以降や非開庁日になされた電子納付の事務の取扱いは翌開庁日の午前9時以降となるため保釈保証金，代替金及び追徴保全解放金を電子納付する場合はご注意ください。

（釧路地方裁判所 令和3年3月3日現在）

訴え提起等の際の郵便料の現金納付について

次の手続きに必要な郵便料を郵便切手にかえて現金で納めることができます。

- 1 地方裁判所の民事訴訟事件又は行政訴訟事件の訴え提起をする場合
- 2 簡易裁判所の民事訴訟の控訴事件で郵便料を地方裁判所で納める場合

現金納付のメリット

事件終了後に郵便料の残額がある場合、指定口座(保管金提出者と還付先口座名義が同一人である銀行口座を事前申請する必要があります。)に振り込まれますので、大変便利です。

現金納付へのご案内

郵便料の現金納付額

- 1 民事訴訟事件又は行政訴訟事件の訴え提起をする場合（簡易裁判所の控訴事件も同様）
当事者（原告、被告）がそれぞれ1名の場合は、5,000円
- 2 訴え提起及び控訴提起の当事者が増えた場合
当事者が1名増すごとに3,000円ずつ加算（ただし、原告（控訴人）が複数でも、共通の代理人の場合、加算の必要はありません。）

郵便料の現金納付の流れと方法

裁判所窓口で訴状提出時に「郵便料の現金納付」を申し出るか、訴状郵送時に「郵便料の現金納付希望」と記載したメモを同封し、裁判所が交付又は送付する現金納付のための書類（保管金提出書等）を受け取って、次の方法で現金で納めることになります。

- 1 裁判所の会計事務窓口で直接納付する方法
- 2 金融機関から振込みをする方法（振込手数料は提出者負担になります。）
- 3 電子納付する方法（事前に会計事務窓口での登録が必要になりますので、最寄りの裁判所にお問い合わせください。）

現金納付をする際の注意

- 1 訴状を郵送提出する場合、「郵便料の現金納付希望」と記載したメモと現金納付用書類の返送用封筒（氏名と郵便番号・住所を記載したもの）を同封してください。
- 2 郵便料を現金納付した場合でも、民事訴訟手続上、別途郵便切手を納付していただくことがあります。

【問い合わせ先】

釧路地方裁判所民事部訟廷事件係 訴訟手続全般 0154-99-1204

釧路地方裁判所事務局会計課経理係 現金納付の方法全般 0154-99-1215

（釧路地方裁判所 令和4年6月6日現在）

電子納付 Q & A

(ペイジー)



Q1 電子納付（ペイジー）って何？

A 電子納付（ペイジー）とは、裁判所へ出向くことなく、保管金の支払を、パソコンやスマートフォン、携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。電子納付（ペイジー）なら、夜中や休日でも、パソコン等からすぐに支払ができます。

(ただし、Q8のとおり、注意が必要な場合があります。)

Q2 電子納付（ペイジー）を利用するにはどうすればいい？

A ① 裁判所の保管金窓口（電子メールやファクシミリによる手続もできます。）で電子納付利用者登録をしてください。

複数の還付金口座を希望される場合は、それぞれ登録していただく必要があります。

② 利用者登録コードが記載された電子納付利用登録票が交付されます。

利用者登録コードは全国共通で利用できますので、既に他の裁判所において利用者登録をされている場合は、その利用者登録コードを利用できます。

③ 電子納付を希望される場合は、利用者登録コードを訴状や申立書等に記載するか、事件担当窓口でお申し出の上、担当書記官（執行官）から電子納付に必要な収納機関番号、納付番号及び確認番号が印字された保管金提出書の交付を受けてください。

④ 保管金提出書に印字された収納機関番号等を用いてPay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMから払い込んでください。

保管金提出書の裁判所への送付は不要です。

⑤ 原則として、払込みをされた翌開庁日に保管金受領証書を提出者の住所宛に郵送します。保管金受領証書が到着するまでは、念のため、ATMの利用控えなどを保管していただくことをおすすめします。

Q3 ペイジーに対応している金融機関は？

A インターネットバンキング及びモバイルバンキングによる場合、道内主要行である北洋銀行及び北海道銀行を含むほとんどの金融機関で対応しています。

ATMについては、釧路市内では、ゆうちょ銀行（郵便局）、みずほ銀行が設置しているATMが対応しています（令和3年2月現在）。

金融機関店舗（郵便局）内に設置されたATMの場合、ATM設置金融機関に口座をお持ちでなくても現金による払込みができます。

ペイジーのお取り扱いの詳細（利用可能時間帯、手数料及び払込み可能な上限金額など）は、金融機関により異なります。ご利用を希望される金融機関にお尋ねください。

ペイジーの詳細は、ホームページ（<http://www.pay-easy.jp/>）をご覧ください（対応している金融機関のリンクも掲載されています。）。なお、裁判所の保管金については、財務省会計センターが収納機関となります。

Q4 電子納付をすることができる裁判所は？


A 全国すべての裁判所で電子納付のお取り扱いを行っています。

Q5 どの保管金種目（種類）でも電子納付することができる？

A 次の保管金種目を除いて、電子納付をすることができます。

- ・ 買受申出保証金及び売却代金（民事執行法、企業担保法に基づくもの）
（**ご注意：家事予納金における郵便料は電子納付できませんので、家事事件は従前どおり郵便切手での納付となります。**）

Q6 電子納付（ペイジー）の使い方は？

- A ① 利用する金融機関のホームページ等のメニュー画面（メニューの名称は、「税金・各種料金払い込み」など金融機関等によって異なります。）において、「ペイジー」  を選びます。
- ② 書記官から交付を受けた保管金提出書に記載されている「収納機関番号」など、必要な番号を入力します（Q2のA③参照）。
- ③ 画面に支払内容が表示されるので、手元の保管金提出書と比べて確認します。
- ④ 「支払（払込）」ボタンを押下します（インターネットバンキング、モバイルバンキングの場合は、これで支払終了です。）。
- ⑤ （ATMの場合）キャッシュカードまたは現金で支払います。

Q7 手続1回あたりの限度額はあるの？

- A ① ペイジー対応ATMで現金を払い込む場合
各金融機関ごとに、1回に入金できる紙幣の枚数や金額に制限がある場合があります。
ゆうちょ銀行のペイジー対応ATMの場合、**1回あたり紙幣100枚が限度**（すべて1万円札であれば100万円まで、すべて千円札であれば10万円）となります（令和3年2月現在）。
その他の金融機関（Q3記載のATM対応金融機関に限る）については、各金融機関のホームページを参照してください。
- ② その他の方法の場合
ペイジー対応ATMでキャッシュカードにより払い込む場合や、モバイルバンキング、ネットバンキングによる場合は、金融機関により1回あたりの限度額が異なるほか、ご自身で設定した限度額とされている場合もあります。各金融機関にお問い合わせください。
なお、ゆうちょ銀行の場合、ATMでの引き出し等限度額の初期設定が**1日あたり50万円**となっており、キャッシュカードによるペイジー利用についても対象となります。設定を変更するにはゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で手続が必要ですので、詳細はそちらでお問い合わせください。

Q8 その他電子納付で注意すべきことは？

A 電子納付をされた後に、保管金提出書に印字されている内容を訂正あるいは追加したり、納付そのものを取り消すことはできません。電子納付の際は、念のため、保管金提出書に記載された内容を必ずご確認ください。

また、既に電子納付された保管金について還付金振込口座等を変更する場合、当該保管金ごとに所定のお手続きをしていただくことになります。速やかに裁判所の保管金窓口までお申し出ください。

なお、電子納付をされる時間帯によっては、裁判所で即時に払込（納付）を確認できないことがあります。保釈保証金などの緊急性の高い保管金について電子納付される場合は、必ずあらかじめ担当書記官にご相談ください。



電子メールを利用した電子納付利用者登録のご案内

釧路地方裁判所事務局会計課経理係
(TEL) 0154-99-1215 (FAX) 0154-41-7510



申請者



裁判所会計事務担当者

電子納付とは、インターネットバンキングやペイジー対応のATM等を利用して保管金を納付する方法です。電子納付を利用するには、申請者は、あらかじめ裁判所会計事務担当係へ申請し、利用者登録コードを取得する必要があります。

電子納付利用者登録の申請の手順



申請者

申請書
(※)



メール提出



裁判所会計事務担当者

① 裁判所会計担当者にメール提出を希望する旨を電話等で連絡する。

② 申請者のメールアドレス及び連絡先の電話番号を確認する。

④ テストメールに返信する方法により、申請書を提出する。

③ 申請者にテストメールを送信、併せて、電話にてテストメールを送信した旨伝える。

⑥ 申請書を提出後、3日以内に受信した旨の返信がない場合は電話連絡する。

⑤ 申請書を受信した旨のメールを返信する。

利用者登録コードの通知の手順



申請者

メール通知



登録コード



裁判所会計事務担当者

② 通知を受信した旨のメールを返信する。

① 申請者に利用者登録コードを通知する。

③ 利用者登録コードを送信後、3日以内に受信した旨の返信がない場合は電話連絡する。

(※) 電子納付利用者登録申請書は、裁判所ウェブサイトからもダウンロードすることができます。
アドレス <http://www.courts.go.jp/online/denshinouhu/index.html>